

「無償資金協力に係るソフトコンポーネント・ガイドライン（第3版）」に係る
主な改定点

1. 無償資金協力の本体事業が外務省からJICAへ移管されたことに伴う文言の調整
2. 協力準備調査導入に伴う文言の調整（「基本設計」の文言を「概略設計」と改める等）
3. あいまいな表現の明確化（主語の明示、実施主体の明示等）
4. 「用語の定義」の項目を追加
5. ソフトコンポーネント実施例の追加

※ 本改定は従来の考え方を変更したものではない。

以 上